

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本契約は令和6年7月31日～8月5日に開催する第48回全国高等学校総合文化祭部門別行事で使用する無線機及び携帯電話の賃貸及びを行うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>各部門別行事を運営するにあたり、スタッフ間の円滑な連携のために、無線機及び携帯電話の利用が必須である。</p> <p>それら機器の調達について検討する中で、株式会社城山大阪支店から機器のレンタル料約1,800千円相当の物品協賛の申し出を受けている。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の物品協賛により、大幅に大会運営に係る経費の削減を図ることができる。 ・物品協賛のメリットを享受しつつ、物品協賛に含まれない機器のレンタル、事前設定、配送を一括で行うことにより効率的に業務を行うことができる。 ・株式会社城山は鹿児島大会（R5）、和歌山大会（R3）など過去大会においても、同様に物品協賛を行っており、業務を滞りなく実施した実績を有している。 <p>以上の理由から、株式会社城山大阪支店は本契約の相手方として適している。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。